



を省略できる。

- (2) 提出方法 東成瀬村総務課へ直接持参（郵送等による提出は認めない）
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期間 令和6年7月10日（水）午前9時から  
令和6年7月24日（水）午後5時まで
- (5) その他 本手続後に入札参加資格確認通知書（様式第5号）により適格通知を受けた者のみが入札に参加できる。

#### 4 仕様書、入札関係書類及び入札心得の閲覧

納入物品に係る仕様書、入札関係書類及び入札心得の閲覧は、次により行う。

- (1) 閲覧方法 東成瀬村公式ホームページ上に掲載する方法で行う。
- (2) 閲覧期間 令和6年7月10日（水）から令和6年7月31日（水）まで

#### 5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問は、令和6年7月29日（月）までに書面（FAX可）により行うこと。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和6年7月30日（火）までに書面（FAX含む）により行う。

#### 6 売払物品の公開に関すること

売払物品を次により公開するので、入札を希望される者は現物を確認されたい。

- (1) 公開期間 令和6年7月10日（水）から  
令和6年7月29日（月）まで  
（午前9時から午後4時までに限る）
- (2) 公開場所 東成瀬村椿川字柳沢39-7 ジュネス栗駒スキー場駐車場内
- (3) その他 確認を希望する場合は産業振興課へ必ず連絡すること。

#### 7 入札保証金 免除する

#### 8 入札書等の提出方法

- (1) 入札方法 紙入札方式（入札書の直接持参又は郵送による）
- (2) 提出先 東成瀬村 総務課  
住所 〒019-0801 雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1
- (3) 提出期間 令和6年7月25日（木）午前9時から  
令和6年8月1日（木）午後5時まで  
（直接持参の場合は平日に限る）
- (4) 開札日 令和6年8月2日（金）  
（郵送の場合は提出期間内に到着したもののみを開札する）
- (5) その他  
ア 郵送の場合は、入札書を封入した内封筒を外封筒に入れて提出すること。

イ 9で示す最低売却価格以上の金額で最高の価格をもって入札した者と物品譲渡契約を締結する。

ウ 落札者となるべき入札者が同額2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定する。

エ 入札結果は、参加者にファクシミリ等で通知する。

9 最低売却価格 600,000円  
(消費税及び地方消費税額を除く。)

#### 10 物品譲渡契約の締結に関すること

- (1) 契約締結時期 落札者は、落札の決定を受けた日から起算して5日以内に物品譲渡契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けた場合は、この限りではない。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約金額 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。
- (4) 代金納入期限 契約締結後14日以内

#### 11 物品の引渡しに関すること

- (1) 車庫証明書の取得、所有者の名義変更及びそれらに伴う経費については、落札者が行うものとし、物品の引渡しは、名義変更手続き完了後、物品所在地において担当者の立会の上行う。なお、物品の搬出に伴う費用は落札者の負担とする。
- (2) 物品の引渡し期限は、契約締結後30日以内とする、ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けた場合は、この限りではない。
- (3) 物品の引渡しは現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての保証は一切行わない。

#### 12 その他

- (1) 売払物品は、経年使用に伴う老朽化により用途廃止をしたものであり、入札希望者において現状を十分確認し、運行に必要な整備費用等勘案の上入札すること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の審査基準日は、8(3)提出期間の最終日とする。
- (3) 入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から開札日までの間に2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、その者は入札に参加することができず、すでに入札書を提出している場合はその入札書は無効とする。
- (4) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、村長は、当該落札者と物品譲渡契約を締結しないことができる。
- (5) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合に

は説明を求めることがある。

- (6) 提出された入札参加資格確認申請書は返却しない。また、本入札の参加資格の確認以外の他の目的に無断で使用することはない。
- (7) 入札参加資格確認申請書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をしたことが明らかになった場合は、本入札及び同時に実施されるすべての入札の参加資格を認めないとともに、適格通知をすでに行っている場合は直ちにこれを取り消す。また、要綱第9条第2項の規定により、今後2年以内に村が行うすべての条件付き一般競争入札について、当該申請者の参加資格を制限する。
- (9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、令、規則及び要綱の定めるところによる。

### 1.3 問い合わせ先

#### (1) 入札に関すること

東成瀬村 総務課（電話 0182-47-3401 FAX 0182-47-3290）

#### (2) 売払物品の公開に関すること

東成瀬村 産業振興課（電話 0182-47-3407 FAX 0182-47-3800）